

ドリーム・ラボ上伊豆島インキュベートルーム利用者規程

(趣旨)

第1条 株式会社エフコム（以下「当社」という。）が提供するドリーム・ラボ上伊豆島インキュベートルームの入居者（以下「入居者」という。）が遵守すべき事項は、この規程に定めるところによる。

(入居者名簿の届け出及び個人情報の取得・利用に関する同意書の提出)

第2条 入居者はインキュベートルームの利用に際し、入居者の増減の都度、インキュベートルーム入居者名簿にて当社へ届け出を行うものとする。

2 新たに入居者が増えた際は、個人情報の取得・利用に関する同意書を確認のうえ署名捺印し当社へ提出するものとする。

(入居後の指導等)

第3条 入居者は、ドリーム・ラボ上伊豆島職員が行う指導を真摯に受け止め、誠実に対応しなければならない。

2 入居者は、当社が支援のために行う定期的な面談や、事業内容の確認のために行う財務諸表等資料の提出を依頼されたときは、協力しなければならない。

3 入居者が前2号の規定に従わない状態が相当程度継続し、当社がこれ以上支援を継続できないと認めるときは、当該入居者に対し退去を勧告できるものとする。

(利用料金の納付)

第4条 入居者がインキュベートルームの使用料等当社に支払うべき料金は、納付期限までに必ず支払わなければならない。

2 前項の未納の状態が40日間経過した場合は、当社は当該入居者に対し退去を勧告するものとし、なお20日間未納の状態が継続した場合は、入居契約の解除と共に入居決定を取り消すものとする。

(譲渡、転貸、危険物等搬入の禁止)

第5条 入居者の次の各号に掲げる行為を禁止する。

(1) インキュベートルーム入居権利を第三者に譲渡又は転貸（営業委託、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む。）すること。

(2) 施設、設備を毀損する恐れのある重量物、危険物等を搬入すること。

(入退室の管理)

第6条 入居者は入退出カードの貸与者に関し、変更の都度、インキュベートルーム入居者名簿にて当社へ届け出を行うものとする。

2 入居者の増員に伴う入退室カードの新規貸与を希望する際は、インキュベートルーム入居者名簿の入退室カード新規貸与項目に希望枚数を記入のうえ当社へ申請するものとする。

3 入退室カードを紛失した際には、速やかに当社へ報告を行うものとする。また、入退室カードの貸与者に対して、毎月1日（1日が休日の場合は翌営業日）に入退室カード保有チェックリストにてカードの存在を確認し、その写しを毎月5日までに当社へ提出するものとする。

4 インキュベートルーム入退室の管理は、最初入室者/最終退室者記録簿にて最初入室者と最終退室者を記録する。同日内における施設後の入退室についても同様とする。また、最初入室者/最終退室者記録簿は毎月5日までに前月分の写しを当社へ提出するものとする。

5 インキュベートルーム勤務者が、施設建物の最初入室者及び最終退室者となった場合は、所定の様式にその旨を記録する。同日内における施設後の入退室についても同様とする。

6 入退室カードは、インキュベートルームを退去する際に当社へ全て返却するものとする。

(施設の現状変更等)

第7条 入居者によるインキュベートルームの現状を変更する行為は、原則として認めない。事業の運営に際して支障が生じる場合については、当社に相談し判断を仰ぐものとする。

(遵守事項)

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 寄附金品の募集、インキュベートルームを会場とした集客による物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (2) 事前申請により当社が認めた場合を除き、所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (3) 所定の場所以外での飲食、喫煙又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 当社の許可なく壁、柱等に貼り紙、釘打ちしないこと。
- (5) 備え付け物件等の取扱いを適切に行うこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物類を持ち込まないこと。
- (7) 火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。尚、石油を燃料とする機器の使用は不可とする。
- (8) その他、当社の指示に従うこと。

(原状回復義務)

第9条 入居期間の満了、その他の事由により退去するときは、入居者は直ちに自己の負担によりインキュベートルームを原状に回復し、当社に返還しなければならない。ただし、当社が不要と認めたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第10条 入居者は施設又はその他の設備を毀損したときは、直ちにその旨を当社に報告し、入居者の責に帰すべき事由によるときは、当社の指示に従いこれを修復するとともに、当社が受けた損害を賠償するものとする。

附 則

この規程は、2022年7月26日から施行する。